

Hiroshima NOW

3

やさしい日本語 No. 23

2024

かいしゃ ひと
会社などをやめた人へ

こくみんねんきん せいりょうほけん はい
国民年金や 医療保険に わすれずに入ってください

「ひろしま市民と市政」3月1日号 (p4)

☒ **会社をやめたあと 国民年金に入る手続きをしてください**

20歳から 59歳までの人が 会社をやめて それまで入っていた厚生年金保険を やめたとき 国民年金に入る手続きが ひつようがあります。

会社をやめた人と 同じ保険に入っていた<=扶養されていた> 20歳から 59歳までの 配偶者（夫または 妻）も 国民年金に入ってください。

将来 老齢年金などの 年金をもらうために 国民年金に入る手続きを忘れずにしてください。

問い合わせ：区役所の保険年金課

区	Tel.	区	Tel.
なかく 中区	082-504-2556	あさみなみく 安佐南区	082-831-4931
ひがしく 東区	082-568-7712	あさきたく 安佐北区	082-819-3910
みなみく 南区	082-250-8944	あきく 安芸区	082-821-4910
にししく 西区	082-532-0935	さえきく 佐伯区	082-943-9713

☒ **会社をやめたあとも 医療保険に入ってください**

日本の国民は どれかひとつの医療保険に 入らなくてはなりません。3か月より長く 日本に 滞在する外国人も 医療保険に入ります。日本の医療保険は 国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険などです。

会社をやめて これまで入っていた医療保険をやめる人は どれかの医療保険に 入らなくては けません。会社をやめたあとに入る医療保険は つぎの3つが考えられます。

① 会社で はたっていたときに 入っていた健康保険に そのまま入る

② あなたの家族が入っている健康保険に 「扶養家族」として入る
※国民健康保険は 「扶養家族」として入ることはできません。

③ 国民健康保険に入る

あなたが^{はい}入る^{いりよう}医療^{ほけん}保険^{ほけん}によって^{ほけん} 保険^{ほけん}に^{はら}払う^{かね}お金^{てつづ}や^{ほうほう} 手続き^{ほうほう}の方法^{ちが}が^いちが^{います}います。会社^{かいしゃ}をやめる^{まへ}前に^{ひと} ①と②の^{いま}人は^{いま} 今^{いま}あなたが^{はたら}はたら^{いて}いる^{かいしゃ}会社^{かいしゃ}に^きき^{いて}いて^{ください}ください。③の^{ひと}人は^{ひと} あなた^すが^す住^すんでいる^す区^くにある^く 区^く役所^{やくしょ}の^{ほけんねんきんか}保険^{ほけん}年金^{ねんきん}課^かに^きき^{いて}いて^{ください}ください。

問い合わせ：区役所の保険年金課

区	Tel.	区	Tel.
中区	082-504-2555	安佐南区	082-831-4929
東区	082-568-7711	安佐北区	082-819-3909
南区	082-250-8941	安芸区	082-821-4910
西区	082-532-0933	佐伯区	082-943-9712